附則第十二条の見出しを「（令和八年度震災復興特別交付税額の一部の令和九年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度内」を「令和八年度内」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和八年度分」を「令和九年度分」に改め、同条第二項中「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に改める。

附則第十三条第一項中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条第二項中「、令和七年度」を「、令和八年度」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に、「令和七年度に」を「令和八年度に」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）」に、「令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度」を「令和七年度震災復興特別交付税額のうち令和七年度」に、「、令和八年度」を「、令和九年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条第三項中「令和九年度」を「令和十年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一　警察費			警察職員数	一人につき　九、七五二、〇〇〇円
二　土木費				
1　道路橋りょう費			道路の面積	千平方メートルにつき　一四四、〇〇〇
			道路の延長	一キロメートルにつき　一、九三五、〇〇〇
2　河川費			河川の延長	一キロメートルにつき　二〇〇、〇〇〇
3　港湾費			港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三二、〇〇〇
			港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、二九〇
			漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、八〇〇
			漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　四、二六〇
4　その他の土木費			人口	一人につき　一、三一〇
三　教育費				
1　小学校費			教職員数	一人につき　六、七七七、〇〇〇
2　中学校費			教職員数	一人につき　六、六七五、〇〇〇
3　高等学校費			教職員数	一人につき　七、四七九、〇〇〇
			生徒数	一人につき　五四、七〇〇
4　特別支援学校費			教職員数	一人につき　六、二五九、〇〇〇
			学級数	一学級につき　二、二八二、〇〇〇
5　その他の教育費			人口	一人につき　五、一九〇
			高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二三五、〇〇〇
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　三二二、四四〇
四　厚生労働費				
1　生活保護費			町村部人口	一人につき　九、七〇〇
2　社会福祉費			人口	一人につき　八、三五〇
3　衛生費			人口	一人につき　一五、三〇〇
4　こども子育て費			十八歳以下人口	一人につき　一〇七、〇〇〇
5　高齢者保健福祉費			六十五歳以上人口	一人につき　五九、五〇〇
			七十五歳以上人口	一人につき　一〇四、〇〇〇
6　労働費			人口	一人につき　四八五
五　産業経済費				
1　農業行政費			農家数	一戸につき　一二九、〇〇〇
2　林野行政費			公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　五、四一〇
			公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、六〇〇
3　水産行政費			水産業者数	一人につき　四〇一、〇〇〇
4　商工行政費			人口	一人につき　二、一九〇
六　総務費				
1　徴税費			世帯数	一世帯につき　六、一一〇
2　恩給費			恩給受給権者数	一人につき　九〇〇、〇〇〇
3　地域振興費			人口	一人につき　五六三
七　災害復旧費			災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
八　補正予算債償還費			平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　八〇〇